

# 令和4年10月支給分（6月～9月分）から児童手当の制度が一部変更になります。

## （１）特例給付に所得上限が設けられます

→所得額によって手当が支給されない場合があります。

令和4年6月分（10月支給分）から、児童を養育している方の所得が下記表の②所得上限度額以上の場合、児童手当が支給されません。

【注意】所得上限額以上で令和4年6月分以降の児童手当等が不支給となった後に、翌年度以降の所得が所得上限額を下回った場合は、あらためて長与町役場こども政策課へ認定書の提出が必要です。

児童を養育している方の所得により、支給額が異なります。（下表）

- ・①未満の場合 …児童手当（児童一人あたり月額 10,000 円または 15,000 円）
- ・①以上②未満の場合 …特例給付（児童一人あたり 月額 5,000 円）
- ・②以上の場合 …支給なし

|                             | ①所得制限限度額 |              | ②所得上限額  |               |
|-----------------------------|----------|--------------|---------|---------------|
|                             | 所得額(万円)  | 収入額の目安(万円)※2 | 所得額(万円) | 収入額の目安(万円) ※2 |
| 扶養親族等の数※1(カッコ内は例)           |          |              |         |               |
| 0人(前年度に児童が生まれていない場合 等)      | 622      | 833.3        | 858     | 1,071         |
| 1人(児童1人の場合 等)               | 660      | 875.6        | 896     | 1,124         |
| 2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等) | 698      | 917.8        | 934     | 1,162         |
| 3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等) | 736      | 960          | 972     | 1,200         |
| 4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等) | 774      | 1,002        | 1,010   | 1,238         |
| 5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 等) | 812      | 1,040        | 1,048   | 1,276         |

※1 扶養親族の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上のものに限り、）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※2 「収入額の目安」は、給与収入のみの場合の収入額です。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得上限額等と比較します。

## （２）現況届の提出が原則不要になります。

→毎年6月の現況届の提出を原則不要とし、公簿等を確認して審査します。

現況届の提出が必要な方にのみ、6月に現況届を送付します。

### 現況届の提出が必要な方

- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・その他、長与町から提出の案内があった方

裏面に続きます。  
必ずご確認ください！

※令和3年度以前の現況届が未提出の方…令和3年度以前の現況届は提出が必要です。

※公募等で所得情報が確認できない場合や、配偶者の方の所得が高く、児童手当の支給額が変更となる場合は、必要書類の提出、配偶者の方の新規申請が必要です。対象となる方にはこちらから通知を送付します。

### (3) 変更事項は届け出が必要です

①～③の変更があった方は届け出が必要になります。

- ① 就職・退職等により加入する年金が変更になった方（国民年金から、厚生年金になったなど）で、令和元年6月1日以後に生まれた児童を養育している方
- ② 配偶者と婚姻・離婚した方（離婚協議中の受給者が離婚をした場合を含む）
- ③ 町外に住む配偶者または子どもが転居した方

#### 【届出先】

QRコードより様式をダウンロードし、長与町役場こども政策課まで  
※令和4年6月1日以降でも変更があれば随時提出をお願いいたします。



以下の変更があった方も、届出が必要です。

- ① 児童との同居別居を問わず、児童を養育しなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童が町外に転出するとき（海外への転出を含む）
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

※変更の届出がされないと、手当の過払いが発生し、過払い金を返還いただくことになる場合がありますので、確実に提出をお願いいたします。

#### 公務員の方へ

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から 15 日以内 に 長与町役場こども政策課 まで届出・申請をしてください。

- ① 公務員になった場合
- ② 退職等により、公務員でなくなった場合
- ③ 公務員ではあるが、勤務先官署の変更により、児童手当を市町村で申請する場合、または職場で申請する場合

※申請が遅れると、勤務先と長与町での二重支給が生じ、過払金を返還いただくことになる場合がありますので、確実に届出をお願いいたします。

お問い合わせ

長与町役場「児童手当担当」窓口

電話：095（801）5886